



2017年12月18日

各 位

会 社 名 八 千 代 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 山 口 次 郎
(J A S D A Q ・ コ ー ド 7 2 9 8)
問 い 合 わ せ 先 経 営 企 画 室 長 三 島 清 憲
電 話 0 4 - 2 9 5 5 - 1 2 1 1

完成車事業の譲渡に伴う分割準備会社の設立 および会社分割（簡易吸収分割） ならびに吸収分割会社の株式譲渡に関するお知らせ

八千代工業株式会社（以下、ヤチヨ）は、2017年10月4日に開示した「完成車事業の譲渡協議開始に関するお知らせ」にて、本田技研工業株式会社（以下、Honda）との間で、完成車事業の譲渡に関する協議を開始する旨の基本合意書を締結したことを公表しております。

このたび、Hondaとの協議を経て、2017年12月18日開催の取締役会において、譲渡すること（以下、本件）を決議しましたのでお知らせいたします。

なお、譲渡の方法として、ヤチヨは分割準備会社（以下、新会社）を設立し、完成車事業をヤチヨから分割して新会社に承継（吸収分割）させた上で、新会社の全株式をHondaに譲渡します。本会社分割は、ヤチヨの100%出資子会社への吸収分割であるため、開示事項および内容を一部省略して開示しております。

記

1. 譲渡の理由

ヤチヨは、2020年Vision「卓越した技術と特長ある製品で真の世界ワイドプレイヤーになる」を設定し、2017年4月からの3カ年を「収穫と進化の期」と位置付け事業を推進しております。これまで、主力製品である樹脂製燃料タンク、サンルーフに経営資源を集中的に投下し、厳しい環境規制に対応する燃料タンクや、大開口で爽快感あふれるパノラマサンルーフなどを開発し上市するとともに、新規顧客への販路拡大を進め、グローバルでの事業拡大を図っております。また、樹脂製燃料タンクで培った技術を応用した高圧タンクの開発や、樹脂技術を進化させたCFRP部品の研究開発などを進めております。

一方、Honda は、存在を期待される企業であり続けるために、「すべての人に、“生活の可能性が広がる喜び”を提供する」という 2030 年ビジョンを掲げ、質の追求による成長を推し進めています。提供価値である商品・サービスを徹底して追求していくために、全てのオペレーションで業務を深化させ、モノづくりを強化していく方針です。その一環として、軽自動車に関する事業の強化に向け、ヤチヨの四日市製作所を Honda の事業戦略と迅速かつ柔軟に連携させ、技術力や技能等を有効活用し、Honda グループの軽自動車事業の進化と自動車の電動化等に伴う新技術／新機構に対応していく考えです。

このような状況のもと、Honda からヤチヨに対し、完成車事業の取得に関する提案がありました。

ヤチヨは、完成車生産が減少する中、完成車事業で培った従業員の技術・技能・経験が Honda グループ内で有効に活用される提案であり、また、部品事業への経営資源の集中をさらに進めることが成長と企業価値向上につながると判断し、完成車事業を Honda に譲渡することといたしました。

2. 新会社について

(1) 会社の概要

名称	八千代工業四日市製作所株式会社
所在地	三重県四日市市上海老町東大沢 1633-2
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 尾関 健一
事業内容	自動車および自動車部品の製造および販売
資本金	9,000,000 円
設立日	2017 年 12 月
大株主および持株比率	八千代工業株式会社 100.00%
当事会社間の関係	
資本関係	当社 100%出資の子会社として設立します。
人的関係	当社より取締役を派遣します。
取引関係	事業を開始していないため、取引関係はありません。

(2) 代表取締役の略歴

氏名 (生年月日)	略歴		所有する 当社株式数
尾関 健一 (1958 年 9 月 30 日)	1981 年 4 月	本田技研工業株式会社入社	6,000 株
	2005 年 9 月	ホンダアトラスカーズ (パキスタン) リミテッド駐在	
	2008 年 4 月	台湾本田有限公司駐在	
	2010 年 11 月	台湾本田汽車有限公司総経理	
	2012 年 4 月	ピー・ティ・ホンダプロスペクト モーター主任技師	

	2015年4月	当社開発本部長	
	2015年6月	当社常務取締役（現任）	
	2017年4月	当社完成車事業本部長（現任）	

※ 所有する当社株式数は、2017年9月末現在のものです。

3. 完成車事業の分割について

(1) 分割に関する日程

新会社設立に係る取締役会決議	2017年12月18日
新会社設立	2017年12月18日
吸収分割契約承認取締役会決議	2017年12月18日
吸収分割契約締結	2018年1月9日予定
吸収分割効力発生	2018年3月1日予定

※ 本分割は、会社法第784条第2項の定めに基づく簡易吸収分割に該当するため、株主総会の承認決議を経ずに行います。

(2) 分割の方式

ヤチヨを分割会社とし、新会社を承継会社とする吸収分割です。

(3) 分割に係る割当の内容

本分割に際し一切の対価の交付はありません。

(4) 分割に伴う新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当する事項はありません。

(5) 分割により増減する資本金

本分割による資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

新会社は、対象事業を遂行する上で必要とされる資産、負債、契約上の地位その他これに付随する権利義務を承継します。

(7) 債務履行の見込み

本分割後におけるヤチヨおよび新会社の債務履行の見込みについては、問題ないものと判断しております。

(8) 分割当事会社の概要

	分割会社 (2017年3月31日現在)	承継会社 (2017年12月18日)
名称	八千代工業株式会社	八千代工業四日市製作所株式会社
所在地	埼玉県狭山市柏原 393	三重県四日市市上海老町東大沢 1633-2
代表者の 役職・氏名	代表取締役社長 山口 次郎	代表取締役社長 尾関 健一
事業内容	自動車および自動車部品の 製造および販売	自動車および自動車部品の 製造および販売
資本金	3,685,600,000 円	9,000,000 円
設立日	1953年8月	2017年12月
発行済 株式数	24,042,700 株	9 株
決算期	3月31日	3月31日
大株主 および 持株比率	本田技研工業株式会社 50.34% 大竹 榮一 5.46% ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライズド ストック ファンド (常任代理人 株式会社三菱東京 UFJ 銀行) 4.00% 株式会社三井住友銀行 1.90% 埼玉車体株式会社 1.82%	八千代工業株式会社 100.00%
直前事業年度の財政状態および経営成績		
	八千代工業株式会社 (連結)	八千代工業四日市製作所 株式会社
決算期	2017年3月期	2017年3月期
純資産	66,622 百万円	9 百万円
総資産	130,943 百万円	9 百万円
1株当たり純資産	2,771 円	1 百万円
売上高	147,360 百万円	—
営業利益	10,011 百万円	—
経常利益	10,160 百万円	—
親会社株主に帰属する 当期純利益	4,743 百万円	—
1株当たり当期純利益	197.51 円	—

※ 承継会社においては最終事業年度が存在しないため、設立日における貸借対照表記載

項目のみ表示しております。

(9) 分割する事業の概要

① 事業の内容

自動車および自動車部品の製造および販売

② 経営成績 (2017年3月期)

売上高 36,573 百万円

※ 上記売上高については、日本基準で表示しております。また、内部取引消去後の額となります。

③ 分割する資産、負債の項目および金額 (2017年3月31日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	1,988 百万円	流動負債	1,043 百万円
固定資産	6,962 百万円	固定負債	1,199 百万円
合計	8,950 百万円	合計	2,242 百万円

※ 分割する資産および負債については、日本基準で表示しております。また、上記金額に本分割効力発生日前日までの増減を加味した上で確定します。

(10) 分割後の状況

本分割による分割会社の名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金および決算期についての変更はありません。

4. 新会社の株式譲渡について

(1) 譲渡する会社の概要

前記「3. (8) 分割当事会社の概要」の「承継会社」に記載のとおりです。

(2) 譲渡の相手先の概要 (2017年3月31日現在)

名称	本田技研工業株式会社
所在地	東京都港区南青山2-1-1
代表者の 役職・氏名	取締役社長 八郷 隆弘
事業内容	二輪事業、四輪事業、汎用パワープロダクツ事業*およびその他の事業、金融サービス事業
資本金	86,067,161,855 円
設立日	1948年9月
純資産	7,569,626 百万円
総資産	18,958,123 百万円

大株主および 持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7.07%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5.22%
	モックスレイ・アンド・カンパニー・エルエルシー	3.69%
	明治安田生命保険相互会社	2.83%
	ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー	2.53%
当事会社間の関係等		
資本関係	当該会社は当社の発行済株式の 50.34%を保有しております。	
人的関係	該当事項はありません。	
取引関係	当社は当該会社と継続的かつ安定した取引上の関係にあり、連結売上収益の概ね 90%は当該会社およびそのグループ企業との取引によるものです。	
関連当事者への 該当状況	当該会社は当社の親会社であり、関連当事者に該当します。	

※ 汎用パワープロダクツ事業は、2017年4月1日より、パワープロダクツ事業に名称変更しております。

(3) 譲渡株式数及び譲渡前後の所有株式状況

譲渡前の所有株式数	9株（議決権の数：9個、議決権所有割合：100%）
譲渡株式数	9株（議決権の数：9個、議決権所有割合：100%）
譲渡価額	6,800百万円
譲渡後の所有株式数	0株（議決権の数：0個、議決権所有割合：0%）

(4) 譲渡に関する日程

譲渡契約承認取締役会決議	2017年12月18日
譲渡契約締結	2017年12月18日
株式譲渡	2018年4月2日予定

5. 算定に関する事項

ヤチヨは、新会社株式の譲渡価格について、その公正性・妥当性を確保するため、ヤチヨおよび Honda から独立した第三者算定機関である SMBC 日興証券株式会社（以下、SMBC 日興証券）を選定し、2017年12月15日に株式価値算定書を取得しました。なお、SMBC 日興証券は、ヤチヨおよび Honda の関連当事者には該当せず、また、重要な利害関係を有しません。

SMBC 日興証券は、新会社について、将来の事業活動の状況を評価に反映するため DCF 法を用いて株式価値分析を行いました。この評価方法による新会社の 100%株式価値（対象事業の事業価値）の算定結果は、以下のとおりとなります。

採用手法	算定レンジ
DCF 法	5,678百万円～7,357百万円

DCF法においては、SMBC日興証券は、対象事業についてヤチヨが作成した2018年3月期から2022年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュフローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって、新会社の100%株式価値（対象事業の事業価値）を評価しています。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式譲渡の実施を前提としておりません。

SMBC日興証券は、100%株式価値（対象事業の事業価値）の算定に際して、ヤチヨから提供を受けた情報および一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料および情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でSMBC日興証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性および完全性の検証は行っておりません。また、新会社（対象事業）の資産および負債（偶発債務を含みます。）について、独自の評価または査定を行っていないことを前提としております。また、かかる算定において参照した新会社（対象事業）の財務見通しについては、現時点で得られる最善の予測および判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、ならびにかかる算定は2017年12月14日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

また、SMBC日興証券が提出した100%株式価値（対象事業の事業価値）の算定結果は、本株式譲渡における譲渡価格の公正性について意見を表明するものではありません。

ヤチヨは、SMBC日興証券より、本株式譲渡における株式価値に関する評価手法、前提条件および算定経緯等についての説明を受けることを通じて、SMBC日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

6. 今後の見通しについて

本件取引による譲渡損益、ならびに2018年3月期連結業績および2019年3月期連結業績に与える影響については現在精査中であり、判明次第、速やかに公表いたします。

7. 支配株主との取引等に関する事項

本件は、ヤチヨの親会社であるHondaとの取引であり、支配株主との取引に該当します。ヤチヨは、2017年6月23日付コーポレートガバナンス報告書の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に定めるとおり、経営方針および事業活動等においては、自立を基本としており、親会社と親会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある取引を行う場合には、都度、社外取締役、社外監査役を含めた取締役会において多面的に議論し、決定するなど、親会社のみならず広く株主全般の利益の確保に努めております。

本件においては、少数株主の利益を不当に害することのないよう次の措置を講じ、適正、適法かつ合理的に決議しております。

(1) 公正性を担保するため、および利益相反を回避するために講じた措置

① 公正性を担保するための措置

(i) 第三者算定機関からの算定書の取得

ヤチヨは、新会社株式の譲渡価格等を決定するにあたり、公正性を担保するため、ヤチヨおよび Honda から独立した第三者算定機関である SMBC 日興証券を選定し、2017 年 12 月 15 日に株式価値算定書を取得しました。算定書の概要は前期「5. 算定に関する事項」をご参照ください。

なお、ヤチヨは、SMBC 日興証券から、本譲渡価格がヤチヨの株主にとって財務的見地より公正である旨の評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

(ii) 独立した法律事務所からの助言

ヤチヨは、本件の法務アドバイザーとして、阿部・井窪・片山法律事務所を選任し、諸手続きおよび取締役会の意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、阿部・井窪・片山法律事務所は、ヤチヨおよび Honda との間で重要な利害関係を有しません。

② 利益相反を回避するための措置

(i) 利害関係を有する取締役および監査役を除く取締役および監査役全員の承認

当社取締役のうち、Honda グループ出身かつ取締役在任期間 2 年未満である山口次郎と松原美樹は、利益相反回避の観点から、取締役会における本件決議に参加していません。本日開催の当社取締役会には、上記 2 名を除く取締役全員が出席し、出席取締役全員の賛同により、本件承認を決議しております。また、本取締役会には、監査役全員が出席し、出席監査役全員が、本件承認について異議がない旨の意見を述べております。

(ii) 利害関係を有しない第三者からの意見の取得

当社取締役会は、本件を検討するにあたり、ヤチヨおよび Honda と利害関係を有しない名取勝也氏（弁護士、名取法律事務所）、松田繁氏（公認会計士・税理士、松田公認会計士事務所）、新宅純二郎氏（東京大学大学院教授）の 3 名で構成される第三者委員会を設置し、[1] 本件提案を受諾することは合理性を有するか、[2] 上記 [1] に関する結論に至った理由は妥当性および客観性を有するか、[3] 上記 [1] および [2] に関する意思決定プロセスは妥当性および適法性を有するか（公正な手続きを通じて少数株主の利益への十分な配慮がなされているかについての評価を含む。）について、諮問いたしました。

その結果、第三者委員会から、上記 [1] に関しては、ヤチヨの企業価値の向上に資することが認められ、本件提案に合意することは合理性を有する旨、上記 [2] に関しては、対象事業の譲渡価格を含む本件最終合意書の条件は合理的かつ公正であり、ヤチヨの少数株主の利益を損なうものではないものと認められる旨、上記 [3] に関しては、公正かつ独立な手続きを通じ、少数株主の利益への配慮がなされているものと認められる旨の答申書を、2017 年 12 月 15 日に受領し

たうえで、本件を決議しております。

- (2) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社取締役会は、前記「7. (1) ②利益相反を回避するための措置」の「(ii) 利害関係を有しない第三者からの意見の取得」に記載のとおり、ヤチヨおよび Honda と利害関係を有しない第三者委員会を設置し、[1] 本件提案を受諾することは合理性を有するか、[2] 上記[1]に関する結論に至った理由は妥当性および客観性を有するか、[3] 上記[1]および[2]に関する意思決定プロセスは妥当性および適法性を有するか(公正な手続きを通じて少数株主の利益への十分な配慮がなされているかについての評価を含む。)について諮問し、本件がヤチヨの少数株主にとって不利益なものではないとする内容の答申書を、2017年12月15日に受領しております。

当社取締役会が、第三者委員会より受領した意見の概要は、次のとおりです。

[1] について、本件提案は、(1)ヤチヨの完成車事業の前提となる Honda の生産・販売計画に妥当性があり、(2)ヤチヨの主要事業である部品事業の維持および成長へ好影響を及ぼすものであること、(3)ヤチヨの四日市製作所における従業員の雇用に関して本件提案がない場合より雇用継続の観点から望ましいものであること、ならびに(4) Honda および Honda グループ企業(ヤチヨも含む)においても必要性および合理性を有するものであることから、ヤチヨの企業価値の向上に資するものであり、本件提案に合意することには合理性が認められる。

[2] について、最終合意書案に示された譲渡価格 6,800 百万円は、株式価値算定書において算定された株式価値の範囲内(5,678 百万円~7,357 百万円)にあり、下限水準金額を相当程度上回っており、かつ時価純資産法による評価額 6,268 百万円も上回っているため、対象事業の譲渡価格を含む本件最終合意書案の条件は合理的かつ公正であり、ヤチヨの少数株主の利益を損なうものではないものと認められる。

[3] について、本件最終合意書案がヤチヨのリーガルアドバイザーである阿部・井窪・片山法律事務所のアドバイスに基づく、少数株主にとって特段不利益のない合理的な内容であること、また、そのような合意をすることについて特別利害関係を有すると思われる取締役を除く取締役会によって審議および決定されていることから、公正かつ独立な手続きを通じ、少数株主の利益への配慮がなされているものと判断される。

以上